

平成31年度

# 教育行政執行方針

厚岸町教育委員会



平成31年厚岸町議会第1回定例会の開会にあたり、教育委員会が所管する行政の執行について、その方針を申し上げます。

全国の多くの自治体が抱える共通の問題に、人口減少や少子高齢化があります。あわせて、労働環境の変化に伴う働き方改革も広く社会生活の中で注目されています。加速度的に変化する暮らしの中で、町民一人一人が主体的に社会に関わり、活力ある地域社会を創り出していくことが求められております。

このような状況を把握した上で、教育委員会といたしましては、厚岸町教育大綱に示された3つの基本方針である「自らの夢や希望を実現する力を育む教育の充実」「安心・安全で質の高い教育環境の充実」「生涯学習の充実と文化・スポーツ活動の振興」の実現に向けた取組を展開してまいります。

本年度の教育行政執行方針の策定にあたりましては、厚岸町教育大綱のほか、関係する法令の趣旨及び平成30年度教育行政執行方針の検証を踏まえ、本町の実情に応じた教育振興を図るべく、関係部局や関係機関との連携を深めながら、所管する施策を推進してまいります。

以下、本年度の主要な施策について申し上げます。

**第一は、学校教育の充実についてであります。**

学校教育におきましては、2020年度から新学習指導要領による学校教育が開始されることに伴い、一部の教科においては、移行措置に対応した教育課程の編成が必要となります。現行の学習指導要領の趣旨を踏まえるとともに、円滑な移行準備を進めながら学校・家庭・地域・関係機関が連携し、安心・安全な教育環境の下、「確かな学力」「豊かな心」「健康な体」をバランスよく育み、児童生徒が自らの夢

や希望を実現する力を育む学校教育の充実を基本方針として、次の7つの重点に取り組んでまいります。

重点の1は、「確かな学力の育成」についてです。

新学習指導要領では、主体的に学ぶ意欲・態度を基盤とする習得・活用・探求のバランスのとれた確かな学力の育成が求められています。児童生徒の学力や学習状況を的確に把握し、授業改善の確立を図りながら「確かな学力」を育むための施策について申し上げます。

1点目は、育てたい学力の明確化であります。

現行の学習指導要領に示された内容が、確かな学力として定着するように、小中学校における組織的な授業改善を継続するとともに、学力調査結果の分析を活用して、子供一人一人の状況に対応した指導方法の工夫を進めてまいります。

2点目は、学校間の連携であります。

義務教育9年間の学びと育ちを継続的に指導・支援できるように小中学校の継続的な取組を推進するほか、各教科の系統性を整理し、児童生徒の発達段階に即した学習指導を展開してまいります。

また、新学習指導要領への移行措置にあたっては、昨年度から先行移行を進めている小学校外国語活動に加えて、小中学校の各教科における移行が開始されます。内容によっては、学年をまたぐものもあるため、文部科学省から周知される移行スケジュールにのっとり、学習指導内容の落ちがないように作業を進めてまいります。

3点目は、言語能力を育成する読書活動の推進であります。

学力向上の前提となる力の一つに言語能力があります。学んだことを整理し、周囲に向けて表現していく言語能力は、読書活動との関連性が報告されていることから、小中学校における読書活動を継続して

推進いたします。

昨年度から真龍小学校に配置いたしました学校司書は、児童の読書量の増加に好影響を与えるとともに、教職員からも授業支援に係る効果が大きいと評価されており、本年度は新たに学校司書1名を厚岸小学校に配置し、本の森厚岸情報館と連携して、より効果的な取組を進めてまいります。

重点の2は、「豊かな心の育成」についてです。

変化の時代をたくましく生きる自立心や、人や社会と協調して生きる社会性などの豊かな心を育むための施策を申し上げます。

1点目は、道徳教育の充実であります。

道徳教育の推進にあたっては、児童生徒の実態や学校課題に応じて、自他の生命や人権を尊重する心、規範意識や公德心、自然を愛する心などの道徳的指導事項の重点化を図るとともに、自分の考えをしっかりとをもって自立できるよう「特別の教科 道徳」を含むすべての教育活動において組織的・計画的に指導してまいります。

2点目は、予防的生徒指導の充実であります。

いじめ、不登校、虐待など、児童生徒が心に不安や不満を抱える深刻な事態が全国的な問題となっています。

学校におきましては、日常的な生活相談や行動観察、様々な調査結果の分析などを通して、事態が深刻化・複雑化する前に、適切に対応する予防的生徒指導に努めてまいります。

重点の3は、「健康な体の育成」についてです。

夢や希望をもって、充実した生活を送る土台となる健康な体を育むための施策を申し上げます。

1点目は、様々な調査結果の分析情報の有効活用についてであります。

体力・運動能力調査や、生活リズムチェック調査などが継続されており、経年変化の分析情報から取り組むべき項目を整理して、効率的な体力作りや生活の見直しを小中学校において展開してまいります。

あわせて、家庭における支援を得られるように情報発信するとともに、意識向上の啓発を図ってまいります。

2点目は、食育及び安全・安心な給食についてであります。

担任と栄養教諭が連携し、食に関する興味・関心を高め、健康や体作りと関連させた学習指導を展開してまいります。

また、児童生徒個々のアレルギー情報を保護者及び学校と共有しながら、安全で安心な給食の提供を進めてまいります。

重点の4は、「地域に根ざした教育の推進」についてです。

児童生徒が、やがて出会う地域社会と向き合いながら学ぶ、教育の推進にあたっての施策を申し上げます。

1点目は、学校運営協議会の活動支援についてであります。

町内では、校区ごとに小中学校合同の学校運営協議会が、平成30年7月から活動を開始しております。学校運営協議会は、学校の教育目標やビジョンを学校と共有するとともに、教育委員会や校長に学校運営に関わる意見を述べることのできる一定の権限を有する合議制の機関であります。小中学校及び地域の実情を参加者間で協議し、地域の学校としての取組を支援してまいります。

2点目は、ふるさと・キャリア教育の推進であります。

厚岸町が有する豊かな自然、多様な産業、特色ある教育・文化施設など、地域の教育力を最大限に生かし、児童生徒にふるさと厚岸を大

切に思う心を育む、ふるさと教育を推進してまいります。

また、具体的な進路指導を継続するとともに、地域の人材や町内企業の協力を得ながら、望ましい勤労観や職業観を育み、児童生徒が自らの将来に、夢や憧れをもてるキャリア教育を推進してまいります。

重点の5は、「特別支援教育の充実」についてです。

1点目は、個のニーズに対応する教育支援体制の充実であります。

小中学校における特別支援学級の在籍児童生徒数は、増加しているとともに、通常学級に在籍する個別の支援を要する児童生徒数も増えている状況です。適切な指導・支援を進めていくために学校・家庭・関係機関が連携して、一人一人の実態に応じた教育支援を継続してまいります。

また、学校における日常的な「医療的ケア」が必要な児童に対して、当該児童の自立促進及び保護者の負担軽減のため看護師を派遣し、医療的ケアを支援してまいります。

2点目は、専門性を高めるとともに、共通理解を進める研修の充実であります。

特別支援教育に関する免許の取得や、対外的な研修への参加奨励を進めるとともに、校内全ての教員が情報を共有し、共通の対応ができるよう校内支援体制の更なる充実に努めてまいります。

重点の6は、「今日的な教育課題」への対応についてです。

1点目は、防災及び安全に関する教育の充実であります。

「厚岸町版津波防災教育のための手引き」を活用した義務教育9年間の防災教育を通して、自らの力で状況に応じた判断や行動をとり、危機を回避する力を身に付けるとともに、高い防災意識を持たせるよ

う努めてまいります。

2点目は、児童生徒の安全確保に向けた取組の継続であります。

小中学校の危機管理マニュアルの充実に努めるとともに、関係機関と連携して、各種の避難訓練などを計画的に実施いたします。

不審者から身を守るための指導と対策については、子供たちが適切に退避行動をとることができるよう、継続指導をしてまいります。

また、ネット犯罪による被害防止や情報モラルの育成を図るため、関係機関と連携して、防犯教室や講習会を実施いたします。

3点目は、環境教育の推進・充実であります。

小中学校における環境教育を充実させるため、「厚岸町豊かな環境を守り育てる基本計画」と連携した、実践的持続型の取組を進めてまいります。

4点目は、教職員の働き方改革についてであります。

文部科学省が示した指針に基づき、小中学校の実情を把握しながら、教職員が心身共に健康で業務を推進できる環境整備を進めてまいります。また、校務用コンピュータ及び校務支援システムを各教職員に整備し、業務の効率化を図ってまいります。

重点の7は、「教育環境の充実」についてです。

1点目は、学校給食の無償化についてであります。

本年度から、社会全体で子育てを支援する新たな施策として、学校給食費を無償化し、保護者の経済的負担を軽減することにより、安心して子育てができる環境を整備してまいります。

2点目は、通学環境の整備についてであります。

本年度は、老朽化したスクールバスを1台更新して登下校や校外学習の移動に活用してまいります。

3点目は、ICT（情報通信技術）環境の整備であります。

小中学校では、実物投影機やプロジェクターなどのICTを活用した効果的な教育活動が展開されております。2020年度から小学校でプログラミング教育が開始されるにあたり、教員の研修とあわせてICT環境の整備に努めてまいります。

4点目は、教材購入の保護者負担の軽減についてであります。

児童生徒が学校で使用する教材については、小学校及び中学校入学の児童生徒に音楽教材を給付するとともに、各教科で使用する教材購入費を引き続き公費負担することで、保護者の負担を軽減してまいります。

5点目は、児童生徒への就学支援についてであります。

経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者への援助である、要・準要保護児童生徒就学援助費について、引き続き新入学前に学用品費を支給するとともに、卒業アルバム費用を新たに支給費目として加え、更なる支援の充実を図ってまいります。

また、小学校及び中学校が実施する修学旅行についても、参加児童生徒の保護者に対し、対象経費の半額を助成する支援を引き続き行い、保護者の負担を軽減してまいります。

6点目は、高等学校への支援についてであります。

本年度においても「厚岸翔洋高等学校通学バス定期券購入費助成」を実施し、保護者負担の軽減と入学者確保のための支援を行ってまいります。

また、小学校・中学校・高等学校の児童生徒間、教職員間の交流・連携を深め、厚岸翔洋高等学校の教育活動を支援してまいります。

7点目は、厚岸町立学校適正配置計画についてであります。

高知中学校が本年度から就学する生徒が皆無となるため、「当分の

間」休校することになり、高知中学校の学区の生徒は、真龍中学校に就学することになりました。

学校は、歴史とともに地域社会との深い結びつきを持っていることから、保護者や地域の方々との議論を深めつつ、今後においても「厚岸町立学校適正配置計画」に基づき、子供たちが健やかに成長していく上で望ましい教育環境を考え、町立学校の適正配置に努めてまいります。

8点目は、教職員住宅の適正管理についてであります。

小中学校の教職員が持つ、住宅に対する要望を把握し、保有している教職員住宅の適切な維持補修を実施し、快適な住環境を提供してまいります。

また、老朽化により入居困難な住宅については、計画的に解体を行い適正な管理に努めてまいります。

**第二は、社会教育の充実についてであります。**

社会教育におきましては、町民が潤いと生きがいを感じるまちづくりを進めるため、生涯を通じて学び、その成果を生かせる環境を整えるべく、次の6つの重点に取り組んでまいります。

重点の1は、青少年の健全育成についてです。

心身共に健やかで、柔軟かつ多様な価値観を身に付けた人間性豊かな青少年の育成について申し上げます。

1点目は、子供の健やかな成長には、家庭教育が重要な役割を担うことから、子育てに不安や悩みを抱える保護者が学び合う場としての「家庭教育学習」を開催してまいります。

2点目は、ネイパル厚岸と共催で行う通学合宿などの様々な体験活

動を実施し、規則正しい生活習慣の基本である「早寝・早起き・朝ごはん」の普及を図るとともに、人や自然との関わりを通しての豊かな人間性や社会性を育ててまいります。

3点目は、村山市との「友好都市子ども交流事業」と、クラレンス市との「姉妹都市中学生等国際交流」を実施し、物事を広い視野から多面的に考え・判断する力や、国際感覚を身に付けた人材の育成を図ってまいります。

重点の2は、生涯学習環境の充実についてです。

学びは個人の生きがいつくり、仲間づくり、地域づくりにつながることから、町民が生涯にわたって学べる学習環境の充実について申し上げます。

1点目は、各種サークルや団体、関係機関と連携した事業を実施し、町民の学びや体験の拡充を図るとともに、生涯学習カレンダーなどを活用した学習情報の提供に努めてまいります。

2点目は、生涯学習の拠点施設である真龍小学校で行われている各種講座の拡充に努めるとともに、町内で活躍する様々なサークルなどに活動場所を提供し、各種の教育施設の有効活用を図ってまいります。

重点の3は、芸術・文化の振興についてです。

人の感性を豊かにし、社会生活に潤いと活力を与える芸術・文化の振興について申し上げます。

1点目は、幼児、児童生徒、一般町民それぞれを対象に芸術を鑑賞する機会を提供し、芸術に対する理解と関心を深めてまいります。

2点目は、芸術・文化サークルと小中学校との連携を進め、地域の人材と児童生徒との関わりを通して、芸術・文化の振興を図ってまい

ります。

重点の4は、海事記念館機能の充実についてです。

郷土の歴史や文化の調査・保存・活用並びに天文及び海事に関する知識の普及を図る海事記念館機能の充実について申し上げます。

1点目は、アッケシソウの本格栽培に向けた調査・研究と史跡国泰寺跡の保存・活用及び床潭沼の調査を実施し、教育的・学術的活用を図るとともに、所管施設の機能を活かしながら、貴重な地域資源の情報発信に努めてまいります。

2点目は、町内の指定文化財の保護活動を適切に実施し、町民が地域の伝統文化に触れる機会を充実させるとともに、町指定無形文化財である「厚岸かぐら」の伝承に努めてまいります。

3点目は、プラネタリウムの機能の充実を図り、小中学校と連携した天文知識の普及など、その有効活用に努めてまいります。

重点の5は、情報館機能の充実についてです。

様々な分野の情報拠点であり、人的ネットワークの拠点である情報館機能の充実について申し上げます。

1点目は、乳幼児から高齢者を対象とした幅広い図書館サービスを実施するため、関係機関と連携して各種の事業を実施し、町民の生涯にわたる読書環境の工夫と整備に努めてまいります。

2点目は、「いつでも、どこでも、だれでも」利用できる図書館を目指し、各団体や関係機関などと連携し、町民の交流の場として一層親しまれる環境づくりに努めてまいります。

3点目は、利用者のニーズの把握や図書資料の拡充を計画的に進めながら、読書の啓発に努めるとともに、学校司書との連携や学校図書

館活性化会議などを通して、学校図書館の整備・充実に支援してまいります。

4点目は、利用者の求めに応じたレファレンスサービスの充実に努めるとともに、パソコン講座を開催して、情報技術の習得と向上を支援してまいります。

また、図書館バスにつきましては、小中学校や保育所、集会所などの施設をはじめ遠隔地を巡回し、情報館の各種サービスを継続して提供してまいります。

重点の6は、社会教育施設の充実についてです。

幼児から高齢者まで様々な町民が、安全で快適に利用できる施設の充実について申し上げます。

1点目は、生涯学習施設として、利用される方のニーズに対応できるサービスを提供するため、日常的な点検整備に引き続き努めてまいります。

2点目は、本年度は、情報館入口上部の木枠改修を実施し、今後も引き続き施設の安全性、利便性、快適性の向上を目指して、計画的な整備に努めてまいります。

第三は、スポーツの振興についてであります。

スポーツの振興におきましては、その価値を広く町民に伝え、年齢や性別を問わず、全ての町民がスポーツに興味・関心を持ち、積極的に・継続的にスポーツに親しめるよう、次の4つの重点に取り組んでまいります。

重点の1は、スポーツに親しむ機会の拡充についてです。

より多くの町民が、年齢や体力に応じ、年間を通して気軽にスポーツに親しむ機会の拡充について申し上げます。

1点目は、子供から高齢者まで、また、性別や障がいの有無に関わらず、全ての町民のニーズに対応したスポーツの機会を提供するため、各種スポーツ大会を開催するとともに、参加者の増加に努めてまいります。

2点目は、町民のスポーツ実施率が低下していることから、各種初心者スポーツ教室や講座を開催することにより、スポーツに触れる機会の充実とスポーツ人口の増大、スポーツ実施率の向上に努めてまいります。

3点目は、冬期間の町民の運動不足解消と運動習慣の形成を目的に導入したスノーシューウォーキングについて、内容については好評だったことから、今後、利用者の増加を図るため、より一層の周知活動に努めてまいります。

また、昨年度から導入したボッチャについては、障がい者と健常者が一緒になって楽しめるスポーツとして、引き続き普及を図ってまいります。

重点の2は、啓発活動の促進についてです。

スポーツに関する正しい知識や基礎的な技能及び興味・関心を高める啓発活動について申し上げます。

1点目は、十分な準備運動不足や、過度なスポーツの実施により発症する様々な障害を未然に防止するため、スポーツ指導者等に対する研修を継続してまいります。

2点目は、スポーツ施設に関する情報を周知し、多くの町民に利用していただくため、ホームページを活用することにより、PRに努め

てまいります。

3点目は、町内で開催される各種スポーツ大会の実施状況や、スポーツ団体の活動状況について理解を深めていただくため、町広報誌を活用し周知を図ってまいります。

4点目は、各種スポーツ団体や個人の競技力と意欲の向上を図るとともに、全道大会や全国大会へ出場する際の費用の負担軽減を図るため、スポーツ振興助成に基づく支援を継続してまいります。

重点の3は、関係機関・団体との連携についてです。

スポーツに関するニーズの把握と支援を通して、スポーツの普及と振興を図るための関係機関や団体との連携について申し上げます。

1点目は、小学校が防災教育の一環として取り組んでいる着衣泳授業について、スポーツ課職員が実技指導などで協力することを通して、引き続き学校教育との連携を図ってまいります。

2点目は、町の競技スポーツの基盤を支える厚岸町体育協会やスポーツ少年団本部の組織の充実を図るため、スポーツ団体が実施する行事や各種大会への協力並びに組織運営の支援を継続してまいります。

また、スポーツ団体に在籍している指導者を、学校体育や部活動に派遣することの可能性を検討してまいります。

3点目は、温水プールの利用者増と施設の有効活用に向けた方策として、近隣施設であるネイパル厚岸を利用される方に対するプール使用料免除を継続し、双方の利用率向上を図ってまいります。

また、スポーツ合宿施設としてのネイパル厚岸の有用性についても広く周知を図ってまいります。

4点目は、B & G財団助成金による海洋センターの施設修繕の実施について、有利な助成制度を活用することにより、効果的なスポーツ

環境を構築するため、常に財団との密接な連携を図り情報収集に努めてまいります。

重点の4は、スポーツ施設の充実についてです。

利用者が、より安全で快適にスポーツを楽しむための施設の充実について申し上げます。

1点目は、温水プール利用者の皆さんに安心して施設を利用いただくため、設備の経年劣化が進んでいる暖房設備及び給水ポンプの改修を実施してまいります。

また、25メートルプールに設置している水深調整用のプラスチック製プールフロアが劣化による破損が目立つことから、更新を図ってまいります。

2点目は、その他のスポーツ施設につきましても、施設の長寿命化を図るため、その都度計画的な維持補修を行い、多くの町民に安心して利用いただけるよう努めてまいります。

以上、平成31年度の教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

学校教育の充実におきましては、児童生徒に自立した社会人として人や社会と共に生きていく資質・能力を育成すること、社会教育の充実におきましては、町民が生活に潤いと生きがいを感じる機会を提供すること、スポーツの振興におきましては、町民の健康と体力の維持・増進を図る施策を充実させることを目標に、総合教育会議等で町長と相互の連携を図りつつ、その使命を果たしてまいります。

町民の皆さま並びに町議会議員の皆さまのなお一層のご理解、ご協力を心からお願い申し上げます。